

ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について

10月中旬以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐり、不適正な事例が相次いで判明している。これは、ディスクロージャー制度に対する国民の信頼を揺るがしかねない事態であると認識しており、ディスクロージャー制度に対する信頼性の確保に向け、以下の方策を強力に推進していくものとする。

1. 有価証券報告書等の審査体制

- (1) 来年7月から有価証券報告書等の虚偽記載等に係る検査・報告徴求権限を関東財務局から証券取引等監視委員会に移管する。これに伴う審査体制全体のあり方を金融庁総点検プロジェクトの一環として検討する。
- (2) 開示義務違反等に係る情報収集の強化を図るため、ディスクロージャー・ホットラインを開設する。
- (3) 開示書類に係る分析能力の向上に向け、EDINET（有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）の機能充実、特に、XBRL（財務情報を効率的に処理するためのコンピュータ言語）化に向けた動きを加速する。このため、関係諸団体による「EDINETの高度化に関する協議会」を発足させる。
- (4) 全開示企業に対し、株主の状況等についての開示内容を自主的に点検し、必要があればすみやかに訂正報告書等の提出を行うよう、各財務局を通じて指示する。

2. 公認会計士等に対する監督

- (1) 開示会社の有価証券報告書等において、監査人の監査体制や監査継続年数についての開示を検討する。
- (2) 公認会計士・監査審査会において、①個人会計士が行う監査が品質管理という観点から問題を生じていないか、②長期間監査

を継続している監査人について、独立性、品質管理の観点から問題を生じていないか等に留意したモニタリングを実施する。このため、これらの項目に重点を置いた品質管理レビューの実施を日本公認会計士協会に要請する。

3. 開示制度の整備

開示制度をめぐる、金融審議会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループにおける検討の中で、以下の事項についての検討を要請する。

- (1) 財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による監査のあり方
- (2) 継続開示義務違反に対する課徴金制度のあり方
- (3) コーポレート・ガバナンスに係る開示の充実のあり方（内部監査の組織・人員・手続、会計監査人の監査体制・監査継続年数（再掲）等）
- (4) 親会社が継続開示会社でない場合の親会社情報の開示の充実のあり方

4. 市場開設者に対する要請

会社情報の適時適切な開示の確保等に向け、各証券取引所においても、上場規則の見直しなど所要の措置が講じられるよう、各市場開設者に対応を要請する。

ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応（第二弾）について

10月中旬以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐり、不適正な事例が相次いで判明したことを受け、金融庁では、本年11月16日、「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応」をとりまとめ公表した。その後、約1ヶ月が経過した、この機会をとらえ、これまでの作業の進捗状況や全開示企業による自主的点検の回答状況等を踏まえ、今般、「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応（第二弾）」をとりまとめ、公表することとした。金融庁においては、以下の方策を、引き続き強力に推進していくものとする。

1. 全開示企業による自主的点検を受けた対応

- (1) 自主的点検に関し、これまで訂正報告書の提出がなく、また、訂正の必要がない旨の回答も行われていない開示企業に対しては、各財務局を通じて点検状況の照会を行う。その上で、ディスクロージャー・ホットラインに寄せられた情報等も参考に、必要に応じ、報告徴求・立入検査等を実施する。
- (2) 今回の訂正報告書の提出により訂正された開示内容について分析を行い、これを踏まえ、関係府令に規定された有価証券報告書の「記載上の注意」の明確化等所要の対応を行う。
- (3) 上記の分析結果等を踏まえ、全開示企業に対して文書を送付し、開示上の留意点につき周知を図るとともに、適正なディスクロージャーに向けて経営者の継続的な取組みを求める。
- (4) 有価証券報告書の記載要領等に係る広報・研修活動を強化する。このため、関係団体と連携し、平成17年3月期の有価証券報告書の作成時期にあわせて、有価証券報告書作成に関するセミナー等を全国で開催する。

2. 有価証券報告書等の審査体制

- (1) 有価証券報告書等の虚偽記載等や不公正な証券取引の問題に的確に対応するため、平成 17 年度予算において、証券取引等監視委員会事務局に課徴金調査・有価証券報告書等検査室(定員 40 名)を設置するとともに、総務企画局にディスクロージャーをめぐる問題を専担する企業開示課を設置する。
- (2) 証券取引等監視委員会においては、有価証券報告書等の虚偽記載等について、来年 7 月以降すみやかに効率的かつ重点的な検査を実施するため、資料・情報の分析手法の開発・研究など所要の準備を進める。
- (3) 開示企業に係る分析能力の向上等を図るため、EDINET(有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム)の機能充実、特に、XBRL(財務情報を効率的に処理するためのコンピュータ言語)化に向けた具体的な作業計画を、関係諸団体で構成する「EDINET の高度化に関する協議会」において検討し、来年春を目処に取りまとめる。

3. 開示制度の整備

本日とりまとめられた金融審議会第一部会報告を踏まえ、以下の対応を行う。

- (1) 財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による監査
現在任意の制度として導入されている経営者による確認書制度の活用を促すとともに、経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準の明確化を企業会計審議会に要請し、当該基準に示された実務の有効性等を踏まえ、評価及び検証の義務化につき検討する。
- (2) 継続開示義務違反に対する課徴金制度の導入
証券取引法改正法案の次期通常国会提出を目指し、法制面の検討を早急に進める。

(3) コーポレート・ガバナンスに係る開示の充実
関係府令の改正を行い、平成17年3月期から、有価証券報告書において、以下の事項の開示を義務づける。

①内部監査及び監査役(監査委員会)監査の組織、人員、手続。
内部監査、監査役(監査委員会)監査及び会計監査の相互連携

②社外取締役及び社外監査役と会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係

③関与公認会計士の氏名、監査法人への所属及び監査継続年数。
会計監査業務に係る補助者の構成。監査証明を個人会計士が行っている場合の審査体制

(4) 親会社が継続開示会社でない場合の親会社情報の開示の充実
関係府令の改正を行い、平成17年3月期から、継続開示会社である子会社の有価証券報告書において、親会社に係る以下の事項の開示を義務づける。

①株式の所有者別状況及び大株主の状況

②役員状況

③商法に基づく貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書(会計監査人の監査を受けている場合には、監査報告書を添付)

4. 公認会計士等に対する監督

(1) 会計監査をめぐる最近の非違事例等を踏まえ、審査体制、業務管理体制など監査法人の内部統制に重点を置いた公認会計士・監査審査会によるモニタリング及び立入検査を実施する。

また、公認会計士・監査審査会は、引き続き、①個人会計士が行う監査が品質管理という観点から問題を生じていないか、②長期間監査を継続している監査人について、独立性、品質管理の観点から問題を生じていないか等に留意したモニタリング等を実施する。

(2) 会計監査をめぐる最近の非違事例やモニタリングの結果等を踏まえ、監査法人における内部統制の強化や品質管理の向上等に向けて、監査基準や実務指針の見直しなど所要の検討を企業会計審議会及び日本公認会計士協会に要請する。

5. 市場開設者に対する要請

金融庁の要請を受け、現在、各証券取引所において会社情報の適時適切な開示等に向け上場規則の見直し等が予定されているが、これらの措置が着実に講じられるとともに、今後とも、必要に応じ、的確な措置が講じられていくよう市場開設者に要請する。

有価証券報告書提出会社における自主的な点検について

<p>自主的な点検を要請した会社</p> <p>(注) 清算手続等により調査不能の5社を除いている。</p>	4,538 社
<p>訂正報告書を提出した会社</p> <p>訂正の内容</p> <p>株主の状況に係る訂正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大株主の状況」(所有株式数、所有割合の訂正など) 297 社 ・「所有者別状況」(所有株式数、所有割合の訂正など) 163 社 ・「役員状況」(所有株式数の訂正など) 65 社 <p>財務諸表(本表における計上区分、区分掲記もれ、注記における担保に供している資産及び対応する債務額の訂正など) 190 社</p> <p>その他(「関係会社の状況」(子会社株式の所有割合の訂正など)、「従業員の状況」(従業員数、平均年間給与の訂正など)など) 192 社</p> <p>(注) 複数項目訂正した会社は、それぞれの項目で計上されている。</p>	589 社
<p>訂正の必要がない旨の回答をした会社</p>	3,949 社

EDINET の高度化に関する協議会の開催について

1. 開催の趣旨

証券市場の効率性を高めていくためには、企業の財務情報が利用者に迅速に伝達され、その分析結果が投資判断に迅速に反映されていくことが重要。この中で、米欧各国の電子開示システムにおいては、財務情報の分析・加工が容易となるコンピュータ言語(XBRL)の導入に向けた動きが急速に進んでいる。

我が国においても電子開示システム(EDINET)の高度化に向けた取組みが求められており、このため、関係機関間における適切な連携を図り、計画的かつ効率的な形で取組みを進めていくことを目的として協議会を開催する。

2. 構成メンバー

東京証券取引所
大阪証券取引所
日本証券業協会
ジャスダック
日本公認会計士協会
財務会計基準機構
日本経済団体連合会
日本証券アナリスト協会
国税庁
日本銀行

金融庁

3. 協議テーマ

- ①EDINET の高度化に向けた問題意識の共有
 - ②EDINET の高度化を実現していく上での課題の洗い出し
 - ③EDINET の高度化に向けた具体的な作業計画の策定
- (注) 来年夏までのできるだけ早い時期に具体的な作業計画を策定することを目途とする。

連絡・お問い合わせ

金融庁 TEL 03-3506-6000 (代表)

総務企画局 市場課

企業開示参事官室 吉田(内線 3661)

EDINETの高度化に関する協議会メンバー

天野 俊彦	社団法人 日本証券アナリスト協会 常務理事
牛島 憲明	株式会社 ジャスダック 取締役
梅田 直嗣	国税庁 情報技術室 システム研究官
遠藤 博志	財団法人 財務会計基準機構 常務理事
川本 哲也	株式会社 大阪証券取引所 執行役員
坂下 晃	日本証券業協会 常務執行役
高木 勇三	日本公認会計士協会 常務理事
長友 英資	株式会社 東京証券取引所 常務取締役
藤原 清明	社団法人 日本経済団体連合会 経済本部 税制・会計グループ長
和田 芳明	日本銀行 考査局 金融データ管理担当総括 企画役
振角 秀行	金融庁 総務企画局 審議官
池田 唯一	金融庁 総務企画局 市場課 企業開示参事官
岩丸 良明	金融庁 CIO補佐官
喜入 博	金融庁 CIO補佐官
桑原 義幸	金融庁 CIO補佐官
水野 哲昭	関東財務局 理財部長

(敬称略:五十音順)

証券取引法の一部を改正する法律の概要

○ 公開買付(TOB)規制の適用範囲の見直し

公開買付制度の信頼性の確保



公開買付規制が適用されない立会外取引のうち、相対取引に類似した取引については、株主に平等に売却の機会を与えるため、公開買付規制の対象とする。

○ 上場会社の親会社に対する情報開示の義務づけ

ディスクロージャー制度の信頼性の確保



上場会社の親会社について、親会社自身の情報の開示を義務づける。

○ 外国会社等の英文による企業情報の開示

我が国証券市場の国際化・競争力の向上



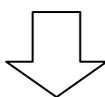
日本語による要約等の添付を前提に、外国会社等に英語による有価証券報告書の提出を認める。

公開買付(TOB)規制の適用範囲の見直し

公開買付制度

上場会社の株券等につき、取引所市場外で、一定の買付け(買付け後の所有割合が3分の1超など)を行う場合には、買付者に買付価格等を予め提示することを義務づけ、株主に平等に売却の機会を与える制度

区分	取引所市場内取引		取引所市場外取引
	立会取引	立会外(時間外)取引 〔ToSTNet-1取引 (東証)の場合〕	
取引時間	9:00~11:00 12:30~15:00	8:20~9:00 11:00~12:30 15:00~16:30	随時
取引方法	オークション方式	ネットワーク上で相 対交渉による取引 可能	相対取引
公開買付 規制の 適用	なし	なし ↓ あり	あり



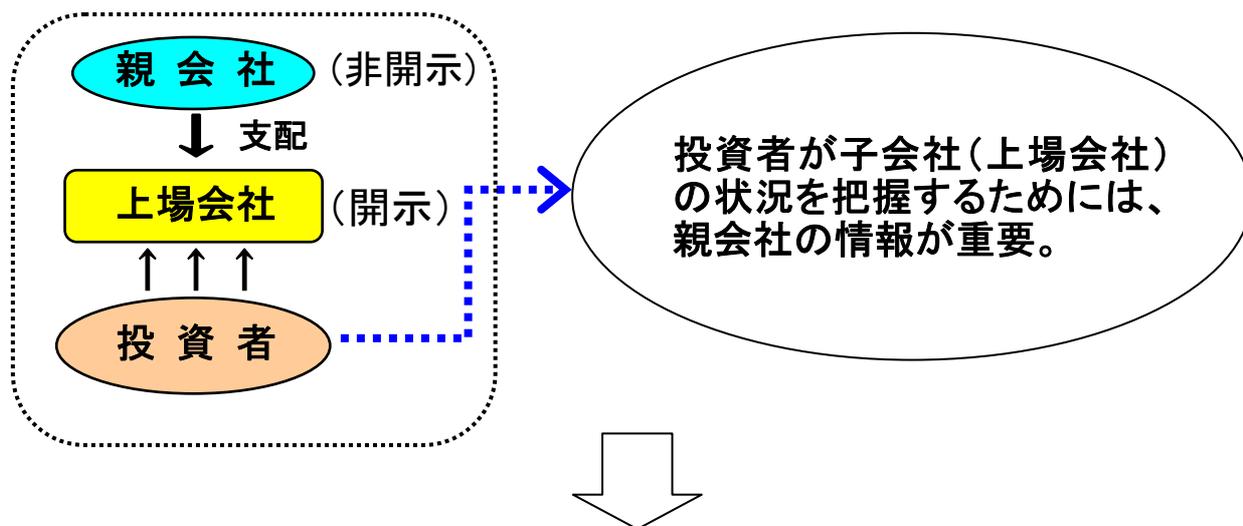
改正の概要

立会外取引のうち、相対取引に類似する取引については、買付け後の株券等保有割合が3分の1を超える場合に公開買付規制を適用する。

上場会社の親会社に対する情報開示の義務づけ

改正前の制度

子会社が上場会社であって、親会社が上場していないこと等により開示していない場合、親会社自身の情報は投資家に十分に提供されない。



改正の概要

子会社が上場会社であって、親会社が上場していないこと等により開示していない場合、親会社自身の情報の開示を義務づける。

- 親会社の範囲
上場会社の議決権の過半数を直接又は間接に保有する会社
- 開示させる内容
 - ① 株式の所有者別状況及び大株主の状況
 - ② 役員状況
 - ③ 商法に基づく貸借対照表、損益計算書、営業報告書、附属明細書等

外国会社等の英文による企業情報の開示

改正前の制度

我が国証券市場に上場している外国会社等は、毎年、日本語で作成した有価証券報告書を提出しなければならない。

外国会社等は日本語での開示によるコスト負担を意識

上場外国会社数(東証)

	S56	S61	H3	H8	H13	H16
上場会社数 (年末ベース)	15	52	125	67	38	30

我が国証券市場の国際競争力を高めるため、投資判断に必要な情報の開示を確保しつつ、上場に係るコスト負担を軽減する必要

改正の概要

外国会社等は、本国等において適切な開示基準に基づいて英語による開示が行われている場合には、日本語による要約その他の補足書類を添付することを条件に、英語による有価証券報告書を提出できることとする。

証券取引法の一部を改正する法律案に対する修正（要旨）

一 継続開示義務違反に対する課徴金制度の導入

- 1 継続開示義務違反について、課徴金の制度を導入するものとする。
- 2 課徴金の額は、次の（１）の額を原則とし、（２）の額が（１）の額を超える場合には（２）の額とする。

（１） 300万円

（２） 虚偽記載時の株式時価総額 × 0.003%

（除斥期間は3年）

二 罰金との間の調整規定

罰金と併せて一の課徴金が課される場合には、その課徴金の額から罰金の額の全額を控除することとする。

三 附則関係

1 一定の要件を充たす者に対する課徴金額の減額

一定の要件を充たす継続開示義務違反については、この法律の施行後1年間は、課徴金の額を減額するものとする。

※一定の要件 初回の違反であること、当局による調査開始前に自主的な訂正を実施したこと及びコンプライアンス体制の整備その他の再発防止策を講じたこと。

※課徴金の額の減額 (1) 「300万円」 → 「200万円」

(2) 「0.003%」 → 「0.002%」

2 検討

政府は、おおむね2年を目途として、この法律による改正後の課徴金に係る制度の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金の額の算定方法、その水準及び違反行為の監視のための方策を含め、課徴金に係る制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

四 その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

金融審議会第一部会

ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告の概要
— 今後の開示制度のあり方について —**四半期開示のあり方**

- 企業業績等に係る情報をより適時に開示することが求められている状況の下、証券取引所で行われている四半期開示を証券取引法上の開示としても位置づけるため、次のような方向で整備を図っていくことが適切である。
 - (1) 四半期開示の対象会社は、上場会社を基本とする。
 - (2) 開示時期は、四半期終了後、最低限45日以内とした上で、できる限りその短縮化を図る。
 - (3) 開示内容は、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び四半期セグメント情報並びに非財務情報とし、原則連結ベースで記載する。
 - (4) 四半期財務諸表に係る作成基準の一層の整備を図る。
 - (5) 四半期財務諸表の保証手続としてレビューの導入を図ることとし、レビュー手続に係る保証基準の整備を図る。
 - (6) 四半期開示を証券取引法上の制度として位置づけていくに当たって、次の要件が満たされることを前提に、半期報告制度を廃止し、四半期報告制度に統一することを検討する。
 - ① 財務情報が投資判断を行うために必要な詳しさのものとなること。
 - ② 必要な非財務情報が開示されること。
 - ③ 必要に応じて単体情報についても開示されること(特に、第2四半期)。
 - ④ 開示企業の内部統制が適正に確保されていることを前提に、公認会計士等によるレビュー手続が投資者の信頼を十分に確保した形で実施されること。

証券取引法上の開示規制の再編

- 近年、資産金融型証券(ファンドやABS)を中心に、証券取引法上の有価証券の範囲が拡大してきたこと及び投資サービス法制の下では、開示規制の対象範囲がさらに拡大すると考えられることを踏まえ、次のような方向で開示規制の再編について検討が進められるべきである。
 - ① 有価証券(投資サービス)をその性質及び流通性に応じて分類し、その分類ごとにふさわしい開示規制のあり方を検討し、体系的な整理を行う。
 - ② 有価証券(投資サービス)をめぐる取引の態様が将来的にさらに複雑多様化していく可能性を念頭に、開示規制の適用につき、より柔軟に判断をしていけるような枠組みを検討する。

投資情報の的確な提供と公正な開示の確保

- 証券取引所における適時開示や証券取引法上の公正取引規制の徹底等を図っていくとともに、証券市場における公正・公平な情報提供の確保との課題について、証券市場をめぐる今後の動向等を注視しながら、引き続き多面的に検討を行っていく必要がある。
- 証券市場の効率性を向上させるためのインフラ整備として、電子開示システム(EDINET)の機能拡充及びXBRL化を図っていく必要がある。

外国為替証拠金(保証金)取引とは

- 顧客が約定元本の一定率(5~10%程度)の証拠金(保証金)を業者に預託し、差金決済による外国為替の売買を行う取引

【当該取引による損益発生仕組み】

1ドル=100円の時に、証拠金率5%で10万ドル(証拠金:50万円)に投資(買建て)した1カ月後…。(スワップポイント(※)、手数料等を考慮しない。)

1ドル=103円になると、30万円の利益が生じる

1ドル=97円になると、30万円の損失が生じる

原資に対して1ヶ月で60%の損益が発生

(※) スワップポイント：投資額について受け取ることができる外貨と円の金利差相当額。外貨を売った場合、逆に支払うこととなる。

- 現在、規制や監督官庁不在のまま取引業者数・取扱金額が拡大しており、電話・訪問による執拗な勧誘、説明不足、出金遅延などによるトラブルが急増しているほか、詐欺事件や業者の破綻による被害が発生するなど社会問題化している。

【当該取引に係る事件の例】

15年 5月 札幌で業者の虚偽の説明等を問題視する判決(札幌地裁)

10月 福岡の業者に詐欺容疑で家宅搜索(本年6月・8月逮捕)

11月 沖縄の業者が破綻(125億円回収困難)

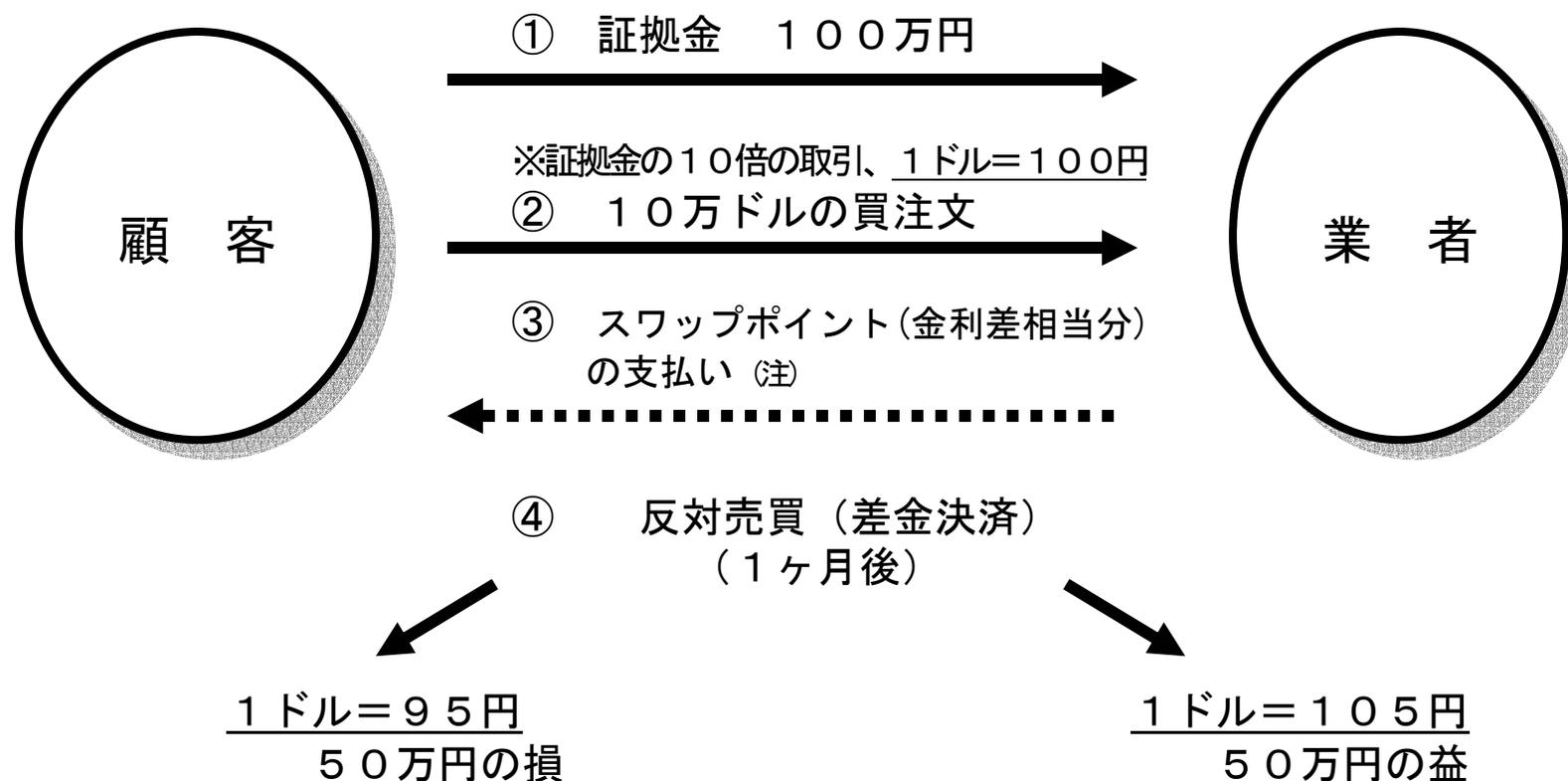
国民生活センターが注意喚起

(15年度の苦情件数は約1200件に急増(13年度約40件、14年度約400件))

16年 5月 海外業者による顧客資産の横領に関する集団訴訟について取次いだ東京の業者の責任を認める判決(東京地裁)

外国為替証拠金取引のしくみ

※約定元本の一定率の証拠金を預託し、実際の投資資金の数十倍の為替取引を行なう金融デリバティブ取引。



(注) スワップポイントは、ドル金利の方が円金利より高いことから、これを調整するため、業者から顧客に定期的に支払われる金額。上記の例とは逆に、円に対して金利が高いドルを売った場合、顧客がスワップポイントを支払うこととなる。

金融先物取引法の一部を改正する法律の概要

外国為替証拠金取引に基づく被害の拡大を防止する観点から、外国為替証拠金取引やこれに類似する取引を取り扱う業者を「金融先物取引業者」の定義に含め規制対象とするとともに、取引を行う顧客を保護するために必要な規制の整備を行うことを目的として、以下の措置について法案を提出。

○ 外国為替証拠金取引業者等について登録制を導入

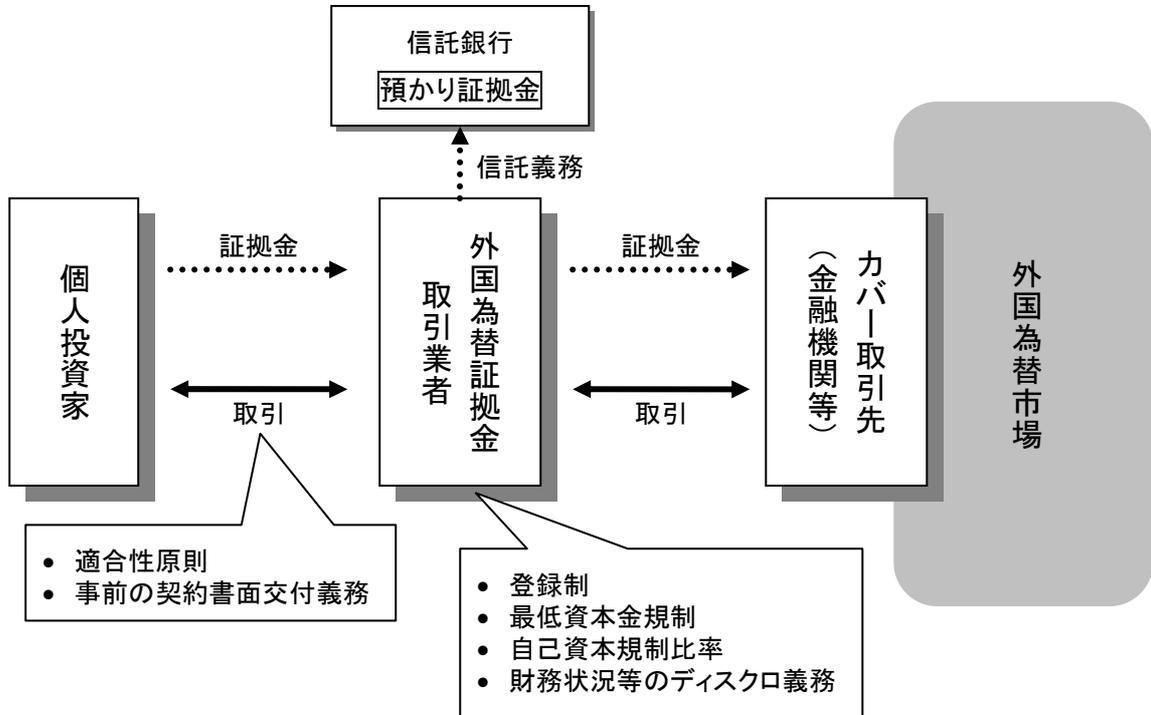
- ・ 現在、取引所取引の受託等に限定されている「金融先物取引業」の範囲を拡大(注)することにより、外国為替証拠金取引等を取り扱う業者も「金融先物取引業者」として登録制の下で規制の対象に含める。
(注) 一般顧客（金融先物取引に関する専門的知識・経験のない者）を相手方として行う店頭金融先物取引やその媒介等を「金融先物取引業」と定義。
- ・ あわせて、業者の財務上の健全性や業者及び主要株主の適格性等を確保する観点から、登録拒否要件を明確化。

○ 業者に対する規制の整備

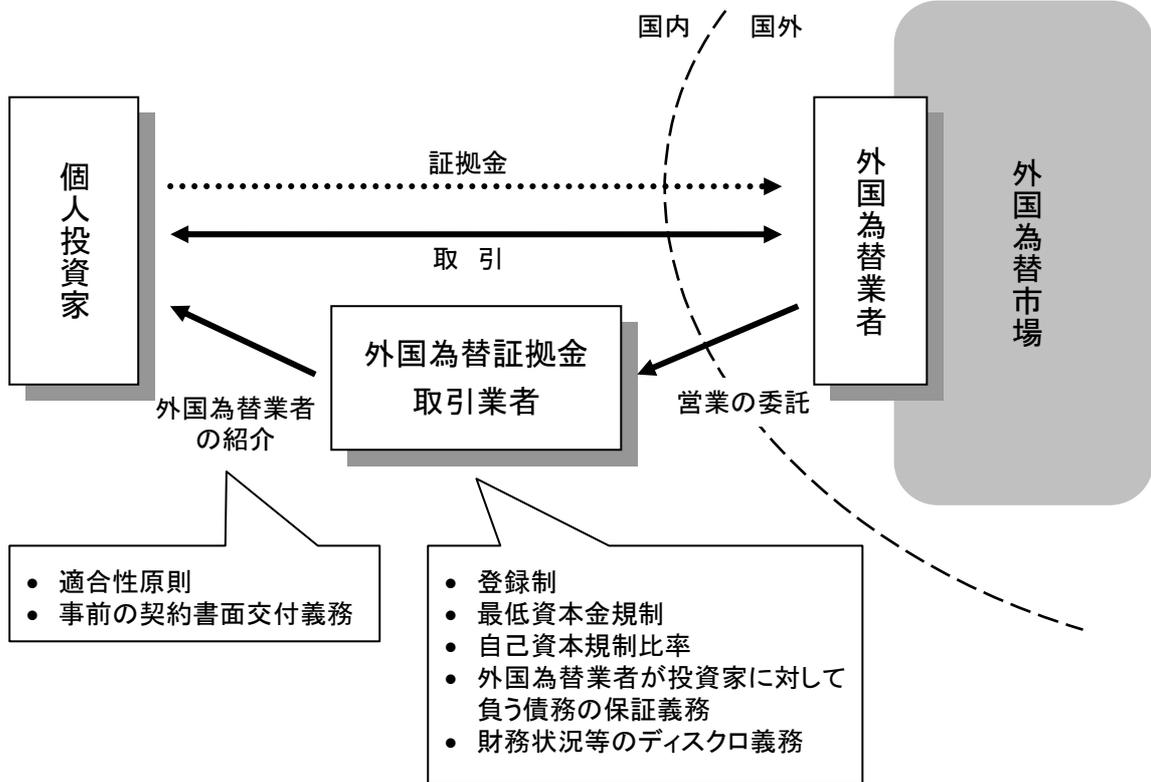
- ・ 投資資金以上の金額について取引が行われることや、多額の損失が生じるおそれがあることについて、取引開始前の段階で顧客に示すことを義務付け（広告においても明示することとする）
- ・ トラブル防止のため、一般顧客が希望しない限り、電話や訪問による勧誘を禁止（主要国でも類似の規制）するなど、勧誘規制を整備
- ・ 最低資本金制度を導入するとともに、業者がリスクに見合った自己資本を有していることを確認するため、自己資本規制比率の算出を義務付け
- ・ その他、定期的な情報開示義務、外務員制度等について規定

外国為替証拠金取引業者への規制のイメージ

◆ プリンシパル型(相対取引型)



◆ IB (Introducing Broker)型(取次ぎ・媒介型)



金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備等に関する政令の概要

1. 目的

「金融先物取引法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 159 号）」の施行に伴い、関係政令について所要の整備を行う。

2. 整備の概要

- (1) 店頭金融先物取引から除かれる取引
取引の当事者の保護のため支障を生ずることがないと認められる取引として、預金等に組み込まれた店頭金融先物取引を適用除外とする。
- (2) 登録の拒否
金融先物取引業者の最低資本の額
法人の登録申請者の資本の額又は出資の総額が 5,000 万円に満たない場合、登録の拒否事由に該当する。
- (3) 広告において表示すべき事項
顧客の判断に影響を及ぼす重要事項として、金融先物取引業者が表示する通貨等の売付けの価格と買付けの価格とに差があるときはその旨、顧客が金融先物取引の受託等に関し預託すべき委託証拠金その他の保証金の料率、を表示しなければならない。
- (4) 説明書類の縦覧
金融先物取引業者は、登録簿の記載事項、業務の種類、その概要及び自己資本規制比率を毎事業年度終了の日から 3 ヶ月を経過した日から 1 年間、これをすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。
- (5) 登録手数料
外務員の登録を受けようとする金融先物取引業者は、3,000 円を超えない範囲内において実費を勘案して内閣府令で定める登録手数料を納めなければならない。

3. 施行時期

平成 17 年 7 月 1 日より施行する。

金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係府省令の整備等に関する府令の概要

1. 目的

「金融先物取引法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 159 号）」の施行に伴い、関係府省令について所要の整備を行う。

2. 整備の概要

- (1) 一般顧客から除かれる者
 - ① 専門的知識及び経験を有する者は、金融先物取引業者、証券取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令第 4 条の適格機関投資家に準ずる者、外国の法令上前二者に相当する者等とする。
 - ② 一般顧客から除かれる株式会社は、資本の額が 3,000 万円以上の株式会社とする。
- (2) 登録
 - ① 登録申請書は申請者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長等に提出することとする。
 - ② 金融先物取引業者登録簿を当該金融先物取引業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局等に備え置き、公衆の縦覧に供することとする。
- (3) 契約締結前の書面
 - ① 当該書面の内容を十分に読むべき旨、カバー取引相手方及び媒介等相手方の名称等、顧客財産の管理方法及び金融先物取引業者等の信用状況によっては損失を被る危険がある旨について、わくで囲み、かつ、書面の最初に記載することとする。
 - ② 加入する金融先物取引業協会の名称、店頭金融先物取引について売値と買値にスプレッドがある旨及び顧客の判断に影響を与える重要な事項等について記載することとする。
- (4) 禁止行為
 - ① 取引一任勘定取引の契約の締結についての適用除外を証券取引法と同様にすることとする。
 - ② 不招請勧誘の禁止について、継続的取引関係にある顧客に対する勧誘及び外国為替取引に関する業務を行う法人に対し、為替変動のヘッジ取引のための勧誘を適用除外とすることとする。
 - ③ 両建て取引の勧誘を禁止することとする。
 - ④ 勧誘の目的を明示せず一般顧客を集めて勧誘する行為を禁止することとする。
- (5) 受託等に係る財産の管理方法
委託者等が預託した保証金等は、預金又は金銭信託等による区分管理をすることとする。
- (6) 外務員登録
 - ① 登録申請者の商号又は名称及び外務員の職務停止の経歴等について外務員登録原簿に登録を受けることとする。
 - ② 外務員登録原簿は財務局等及び金融先物取引業協会に備え置くこととする。

3. 施行時期

平成 17 年 7 月 1 日より施行する。

金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令の概要

1. 目的

「金融先物取引法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 159 号）」の施行に伴い、金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令を制定し、併せて関係府令について所要の整備を行う。

2. 整備の概要

(1) 自己資本規制比率

金融先物取引業者の自己資本規制比率は、基本的項目の額と補完的項目の額を合計した額（自己資本）から控除項目の額を控除した額（固定化されていない自己資本）を、金融先物取引に係る通貨等又は金融指標の数値の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額（リスク相当額）で除して算出する。

- ① 基本的項目：資本金、資本剰余金等
- ② 補完的項目：貸倒引当金、劣後債務、有価証券評価益等
- ③ 控除項目：固定資産（上場証券、国債を除く）、繰延税資産、流動資産（預託金、立替金等）

(2) リスク相当額

リスク相当額は、市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額とする。

- ① 市場リスク相当額
保有資産等の価格の変動その他の理由により発生し得るリスクに相当する額とし、金利リスク相当額、外国為替リスク相当額、株式リスク相当額及びコモディティ・リスク相当額の合計額とする。
- ② 取引先リスク相当額
取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得るリスクに相当する額とし、取引先又は資産の区分に応じた与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。
- ③ 基礎的リスク相当額
事務処理の誤り等日常的な業務の遂行上発生し得るリスクに相当する額とし、計算を行う日の属する月の前々月以前 1 年間の各月の営業費用（販売費・一般管理費及び金融費用）の額の合計額に 4 分の 1 を乗じて得た額とする。

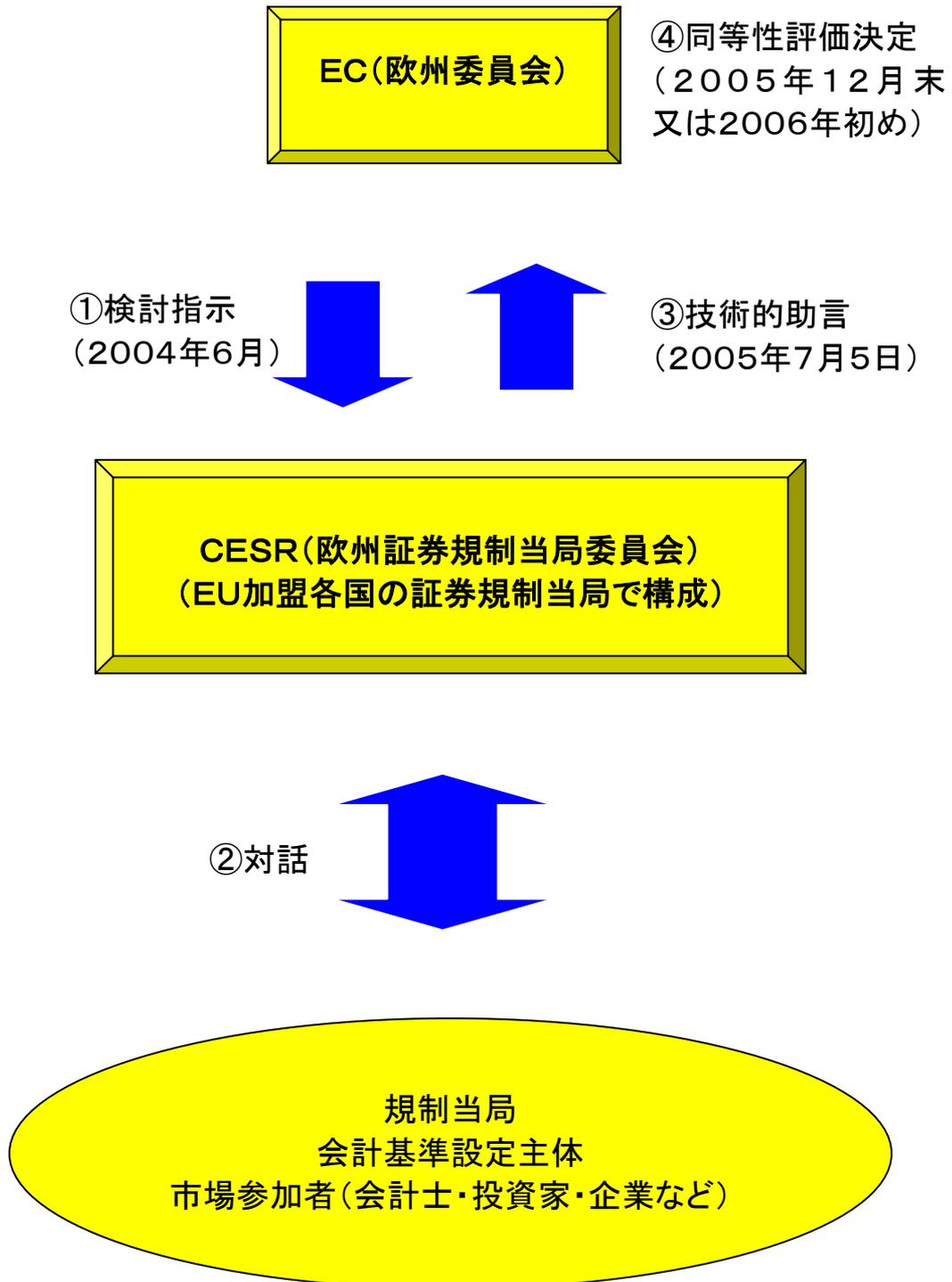
(3) 届出

- ① 金融先物取引業者は、毎営業日ごとに、自己資本規制比率の状況を適切に把握し、毎月末の自己資本規制比率を、翌月 20 日までに金融庁長官に届け出なければならない。
- ② 自己資本規制比率が 140%を下回った場合には、直ちに、その旨を金融庁長官に届け出、かつ、営業日ごとの自己資本規制比率に関する届出書を作成し、遅滞なく金融庁長官に提出しなければならない。

3. 施行時期

- ① 平成 17 年 7 月 1 日より施行する。
- ② 平成 18 年 12 月 31 日までの間、基礎的リスク相当額の 50%に相当する額を限度として、土地・建物を控除資産に含めないことができる。

EUによる会計基準の同等性評価プロセス



CESRの技術的助言のポイント

1. 日本・米国・カナダの各会計基準は、いずれも全体として(taken as a whole)国際会計基準(IAS)と同等(equivalent)であると評価。

2. 日本・米国・カナダの各会計基準について、以下の補完措置(remedies)が求められる。

- ・ 非連結の適格特別目的事業体(QSPE)を連結させた補完計算書(仮定計算ベースの要約財務諸表)の作成(日・米・加)
- ・ 企業結合(持分プーリング法)及び在外子会社の会計基準の統一に係る各差異についての補完計算書の作成(日)
- ・ スtock・オプションの費用化の2007年1月1日以前の実施(日・米)
- ・ その他特定の基準に係る差異についての定性的又は定量的な追加開示(開示A及び開示B)。

(以上合計で、日本基準26項目、米国基準19項目、カナダ基準14項目)

(注)これらに関連して、CESRは以下を指摘。

- ・CESRは各国がSPEの連結方針を検討していることを承知。補完計算書の必要がなくなるよう、できるだけ早期に結論を出すことを促したい。
- ・CESRは、日本の会計枠組みに関して既に行われた相当な進展を基に、IASB(国際会計基準審議会)とASBJ(企業会計基準委員会)が最近合意したコンバージェンス・プロジェクトを認識。企業結合会計とグループ連結が早期の優先事項とされることを勧めたい。

3. 上記補完措置の適用の必要性は、企業毎に判断され、監査人がこれを評価する。一定の補完措置が当該企業にとって関連性(relevance)がなく又は重要性(materiality)がなければ、当該企業には当該補完措置は適用されない。補完措置が必

要な場合、当期(2007年)及び前期(2006年)の財務諸表で表示。

4. 日本・米国・カナダの各会計基準は同等であると考えられているので、企業経営者は、EUにおける財務報告のために2組の財務諸表(現地基準と国際会計基準)を用意する必要はなく、また国際会計基準への完全な数値調整(full reconciliation)も必要ない。

5. 今後の会計基準の整備・改善に鑑み、会計基準の重要相違について継続的な評価メカニズム(early warning mechanism)が必要。少なくとも2007年1月時点で最初のレビューが行われるべき(注)。

(注)最初のレビューによって、幾つかの重要相違項目は基準変更の結果恐らくなくなるであろうとされている。

6. なお、今回の検討指示は、会計基準の同等性と法執行(enforcement)メカニズムの説明に限定されているが、本来は、これだけでは適切な投資家保護には不十分であり、コーポレート・ガバナンス、監査人監督や適切な法執行メカニズムのような、基準の解釈・適用のためのフィルターが必要であり、今回の同等性評価は、各国及び各企業レベルで、内部統制を含め、これらフィルターが設けられ機能しているとの想定に基づいている。

(以上)

企業会計基準委員会と国際会計基準審議会は会計基準の コンバージェンスに向けた共同プロジェクトの初会合を開催

平成 17 年 3 月 11 日

3月9日、10日の2日間、企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）は、会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトの初会合を東京で開催致しました。この会合は、ASBJから斎藤委員長をはじめとするボードメンバー4名とスタッフが、IASBから Tweedie 議長をはじめとするボードメンバー及びシニアスタッフの5名が参加して行われたものです。

初日は、相互理解を図るために、ASBJが昨年9月に公表した討議資料「財務会計の概念フレームワーク」を説明し、日本の会計基準の背景にある基本的な考え方とIASBの概念フレームワークについて意見交換を行いました。2日目は、両者の会計基準間の差異の全体像について概観したうえで、第1フェーズで検討する項目及びASBJ独自で検討を進めている項目について議論を行いました。

検討の結果、プロジェクトを軌道に乗せるために比較的着手しやすいところから取り組むこととし、以下に掲げた5項目を第1フェーズの検討項目として引き続き協議していくことで合意しました。また、第1フェーズで取り上げる項目がほかにないか、引き続き両者で検討していくことになりました。

1. 棚卸資産の評価基準 (IAS 2)
2. セグメント情報 (IAS 14)
3. 関連当事者の開示 (IAS 24)
4. 在外子会社の会計基準の統一 (IAS 27)
5. 投資不動産 (IAS 40)

ASBJ独自で検討を進めている項目（ストック・オプション、株主持分変動計算書など）についても、会計基準のコンバージェンスに資するものであることが認識されました。

今後、第1フェーズで取り上げることになった上記の5項目は、今回の議論を踏まえて、各々で検討されます。具体的な進め方は、明確になった段階で公表することを予定しています。

次回は本年9月にロンドンで開催する予定です。

今回の会合について、斎藤静樹 企業会計基準委員会委員長は、「今回の会合で、コンバージェンス・プロジェクトはよいスタートが切れたと思う。もちろん、今後多くのことをし

なければならぬだろう。我々は、相互理解に基づいて会計基準の差異を縮小する糸口を得たと思う。このプロジェクトが軌道に乗れば、予想されている以上に会計基準のコンバージェンスが進む可能性もあるかと思う。」と語っています。

David Tweedie 国際会計基準審議会議長は、「我々は、世界で単一の会計基準という普遍的な目的を追求するうえで、他の会計基準設定主体と同様、日本の会計基準設定主体と検討する機会を得たことを歓迎したい。ASBJとの取組みは、各国の会計基準設定主体がこのプロセスにどのように貢献するかを示すよい例であると思う。我々は、今後とも有意義な会合を期待している。」と語っています。

〔お問い合わせ先〕

企業会計基準委員会事務局 Tel 03-5561-8449 (代)

ドナルドソン委員長が日本の伊藤金融担当大臣と面会 (2005年5月3日付け米国SECプレスリリース仮訳)

米国証券取引委員会(SEC)のウィリアム・ドナルドソン委員長と日本の伊藤達也金融担当大臣は、本日面会し、投資家保護を一層確保するための類似の(compatible)アプローチの重要性や、高品質でグローバルな会計基準の使用を拡大することの重要性について、議論した。

両者はまた、規制に関する議論の質を高めるとともに、米国SECと日本の金融庁との間で共有する目的を達成するために鍵となる課題に効果的に対処するハイレベルの2国間対話に関心を表明した。

米国SECのエチオピス・タファラ国際部長によると、「ドナルドソン委員長と伊藤大臣は、会計基準のコンバージェンス(収斂)を支持することを確認し、また米国財務会計基準審議会(FASB)と企業会計基準委員会(ASBJ)との間の対話が全体的なコンバージェンス・プログラムにおける重要な要素であることについて合意した。彼らはまた、グローバル市場を規制し、高次の投資家保護を促進する上で、米国SECと日本の金融庁との間における定期的なハイレベル協議の重要性を認識した。」

公認会計士法の一部を改正する法律

我が国資本市場の活性化

- ・我が国資本市場の活性化のためには市場の公正性・透明性の確保による投資家の信頼の向上が不可欠
(←「証券市場改革促進プログラム」平成14年8月)

投資家にとって魅力ある市場にするため
インフラである公認会計士監査制度の充実・強化が不可欠

監査と会計の複雑化・多様化・国際化

- ・グローバル化を背景とした監査証明業務を中心とする公認会計士業務の質的量的変化に対応していくことが不可欠

質を確保しつつ、多様な人材を輩出していくための試験制度等の改革が不可欠

国際的な信認の確保

- ・米国エンロン事件等の一連の会計不祥事
→ 米国企業会計改革法をはじめとする各国の監査制度改革の進展
- ・我が国におけるバブル崩壊後の会計不正

監査人の独立性の強化や監視・監督体制の充実・強化等による我が国監査制度に対する国際的信認の獲得が不可欠

公認会計士監査制度の改革は喫緊の課題

【法律の概要】

○公認会計士の使命・職責の明確化

- ・監査及び会計の専門家として、独立した立場において、会社等の公正な事業活動、投資家及び債権者の保護等を図り、常に品位を保持し、知識及び技能の修得に努め、公正かつ誠実に業務を行わなければならない旨を規定

○公認会計士等の独立性の強化

- ・監査証明業務とコンサルティング業務等の非監査証明業務の同時提供の禁止
- ・監査法人内部において同一の公認会計士が一定期間以上同一企業を担当することを禁止する交代制の導入 等

○監視・監督体制の充実・強化

- ・監査法人等の業務運営の適正性の監視のための立入検査権の導入
- ・監査証明業務の独立性の確保のため、監査法人の内部管理や審査体制についての公認会計士協会による指導や監督（「品質管理レビュー」）を行政（公認会計士・監査審査会）がモニター

○試験制度の見直し

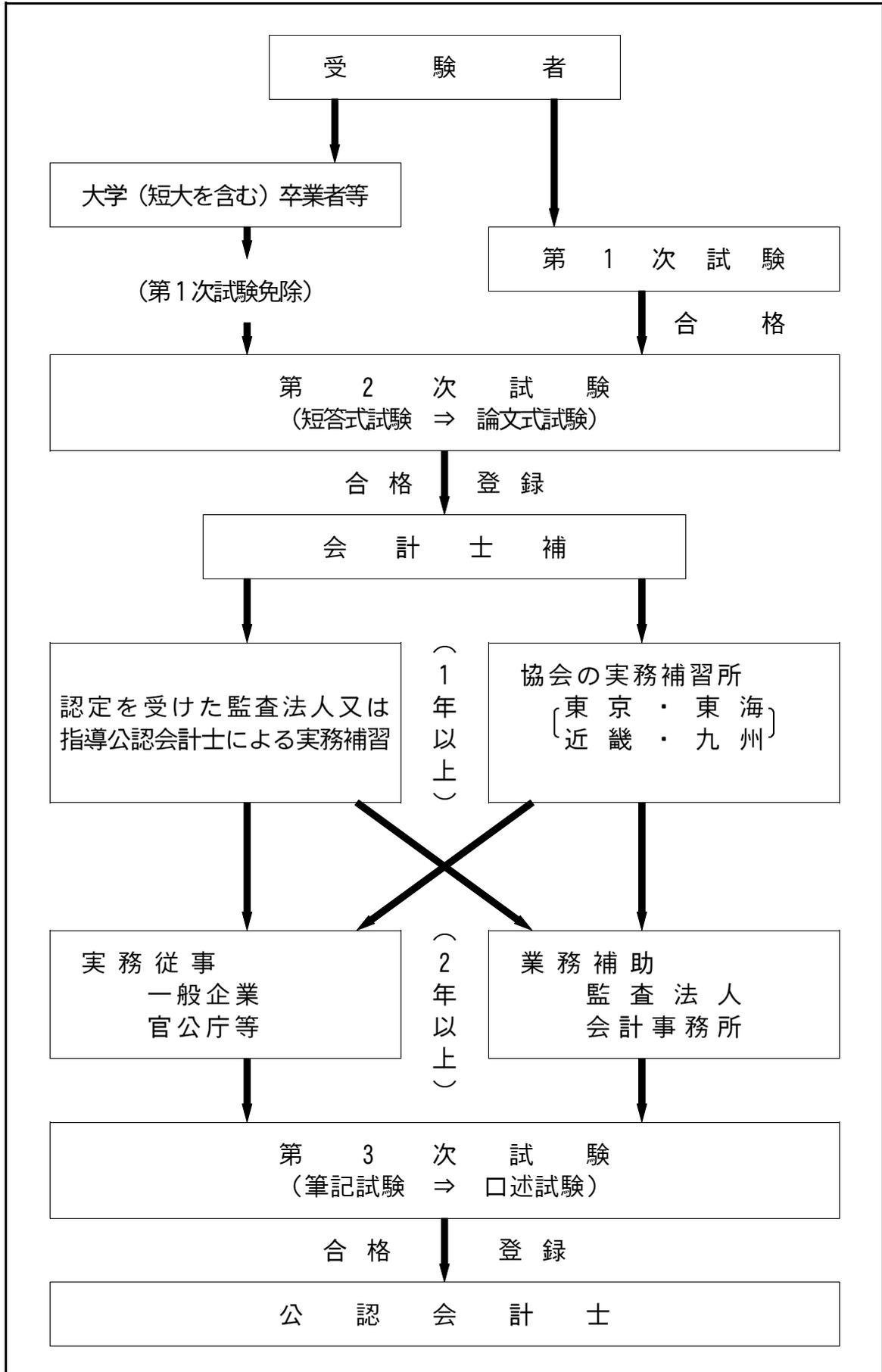
- ・現行の試験体系の簡素化
3段階5回→1段階2回
+ 実務補習修了の確認
- ・一定の能力を持つ実務経験者、専門的人材育成の教育課程の修了者等に対する試験科目の一部免除

○監査法人の社員の責任の一部限定

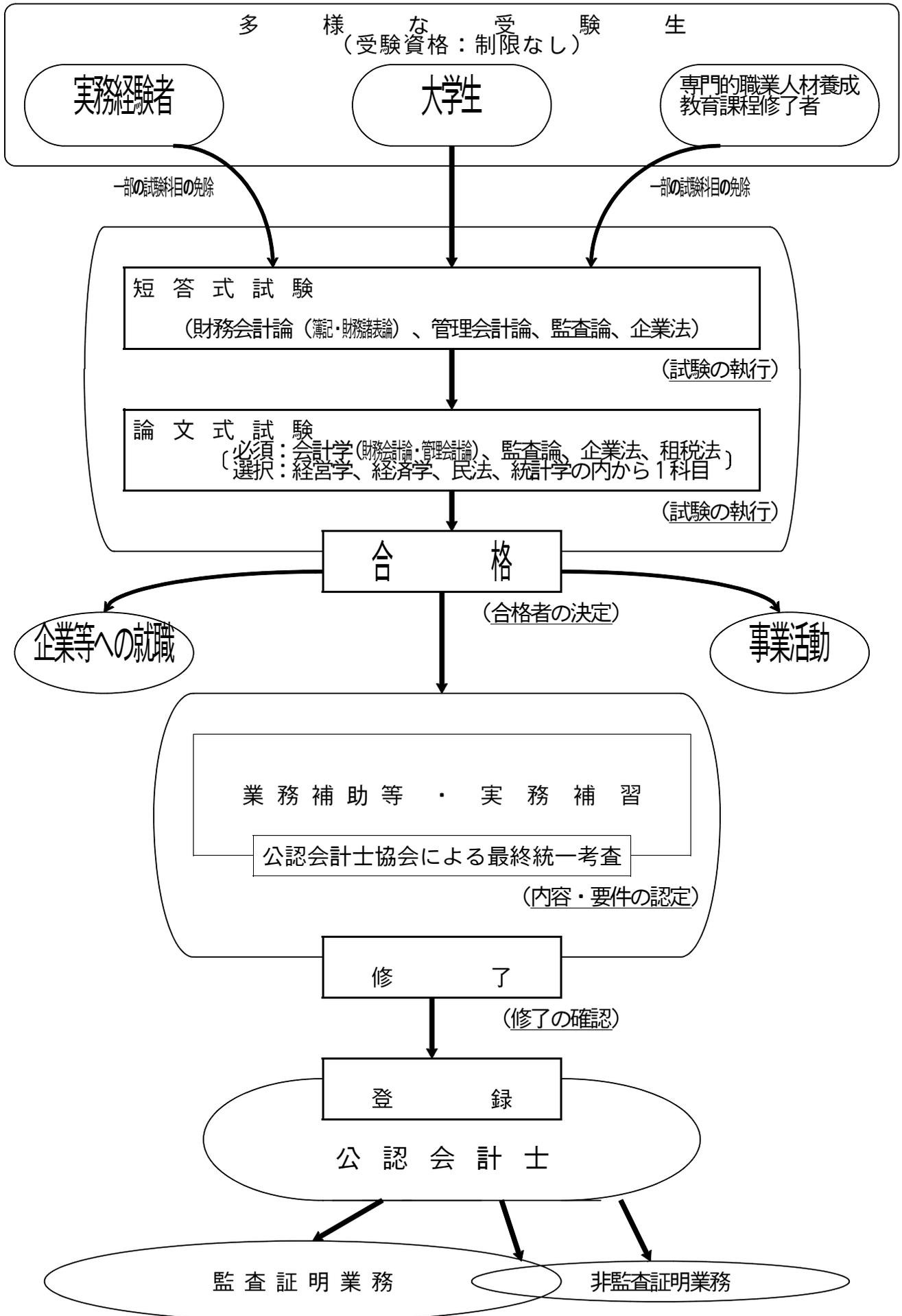
- ・指定社員制度の導入により、監査に関与しない社員の責任を限定

- 規制緩和等関連規定の見直し
- 監査法人設立の届出制化

公認会計士までのコース



新たな公認会計士試験制度等のしくみ



公 認 会 計 士 等 の 登 録 状 況

年 月 末	公 認 会 計 士 登 録 者 数	会 計 士 補 登 録 者 数	外 国 公 認 会 計 士 登 録 者 数	監 査 法 人	
				法 人	所 属 公 認 会 計 士 数
昭 和 40. 3	2, 0 8 6	6 7 5	2 2	—	—
45. 3	4, 0 6 2	8 6 9	2 9	2 4	5 6 2
50. 3	4, 9 2 7	1, 5 2 0	2 7	3 4	1, 3 3 1
55. 3	5, 8 3 3	2, 3 0 3	3 3	5 8	1, 8 5 2
60. 3	7, 6 2 8	1, 4 5 6	2 2	8 8	3, 1 8 5
平 成 元. 3	8, 3 6 0	1, 9 5 6	2 0	9 9	3, 7 4 3
2. 3	8, 6 6 8	2, 1 7 0	1 8	9 8	3, 9 0 6
3. 3	9, 0 2 5	2, 3 6 8	1 8	1 1 2	4, 2 7 1
4. 3	9, 2 8 9	2, 6 5 2	1 7	1 2 0	4, 5 9 2
5. 3	9, 6 8 2	2, 9 5 9	1 6	1 2 1	4, 8 7 4
6. 3	1 0, 1 6 0	3, 0 3 7	1 5	1 2 2	5, 1 3 8
7. 3	1 0, 4 3 6	3, 3 9 4	1 3	1 2 2	5, 3 8 0
8. 3	1 0, 7 8 7	3, 6 0 9	1 2	1 2 6	5, 5 4 9
9. 3	1 1, 1 4 5	3, 8 2 9	1 2	1 2 8	5, 7 4 1
1 0. 3	1 1, 7 2 3	3, 8 6 2	1 1	1 3 5	5, 9 8 7
1 1. 3	1 2, 1 7 8	3, 9 3 9	1 1	1 4 2	6, 1 9 9
1 2. 3	1 2, 6 8 2	4, 0 8 0	1 0	1 4 4	6, 3 6 7
1 3. 3	1 3, 2 0 9	4, 2 8 9	6	1 4 8	6, 6 7 7
1 4. 3	1 3, 7 3 4	4, 5 6 9	6	1 4 7	6, 9 0 1
1 5. 3	1 4, 2 4 6	4, 9 8 2	5	1 4 6	7, 5 3 7
1 6. 3	1 4, 8 3 7	5, 4 0 0	5	1 5 1	7, 9 5 9
1 7. 3	1 5, 4 7 7	5, 9 6 5	5	1 5 5	N. A

- (注) 1. 監査法人設立第1号は、昭和42年1月19日である。
2. 外国公認会計士資格の承認は、昭和51年以降行われていない。